

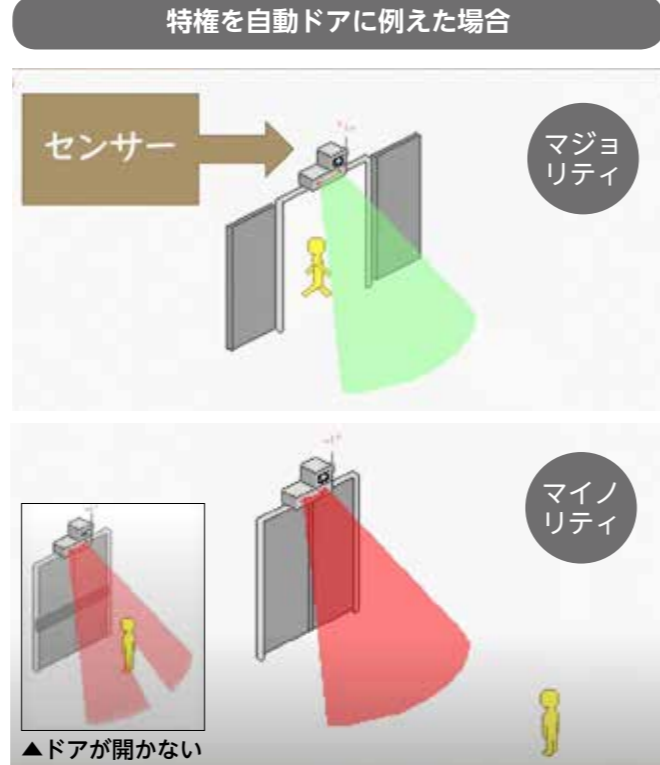
視点② マジョリティの「特権」を自覚し、マジョリティ側にできることを考える。

制度や仕組みの中に「特権」がある。

「人権問題は人としての権利が守られていない問題」ということを考えるために「マジョリティの特権」という視点があります。特権とは、マジョリティ側にいることで苦勞しなくても与えられている恩恵のことをいいます。

特権は、右図のように自動ドアに例えることができます。自動ドアには、ドアを開け閉めするセンサーがついています。このセンサーは、マジョリティ側の人を認識してドアを開きますが、マイノリティ側の人を認識しません。例えば、結婚制度に当てはめた場合、ドアが開く人たち(異性間)は結婚制度が利用できますが、ドアが開かない人たち(同性間)は利用できないことになります。

つまり、マジョリティが積極的に差別をしたいと思っていなくても、社会の制度や仕組みの中にマジョリティにとって生きやすく、マイノリティにとって生きにくい「差別を生み出す構造」があり、その事実をマジョリティ側が自覚していないということが問題の本質です。



右図：出典「マジョリティの特権を可視化する」  
—ダイバーシティ推進の構造的な障壁を取り除くために—



自覚し、学び、行動する。

右記の事例に示すように、日常に溶け込んでいる「自身が持つ特権」は「気付かなくても困らない」ものであり、意識して気付こうとしない限り、自覚しにくいものです。

では、マジョリティ側にいる無自覚な自分に気付くためにはどうすればよいのでしょうか。まずは、日常の中の出来事から視点を変えて考えることが必要です。そうすることで、自身が持つ特権の存在や、その特権によって差別や排除を受けている人の存在が見えてきます。自分にどんな特権があるか、それが誰かを困難な状況にしているかを知ることが、差別を無くす第一歩です。

人権問題は社会問題です。社会の構成員である私たちは、人権問題の解決を自らの問題として考え、行動していくことが求められます。今回は「マジョリティの特権」に焦点を当てましたが、人権問題は多岐にわたり、時代とともに変化していきます。常に正しい知識を得て考えや行動を変化させていくことが必要です。

市は今後も学びの場の提供や情報発信などに取り組み、人権教育・啓発を推進します。これからも、ともに人権の学びを深めていきましょう。

マジョリティの特権の事例

- 多言語の字幕や副音声が無くても動画を見ることができる
- 階段しかない駅や、点字ブロックがない道でも移動に困らない
- 音や音楽が鳴らない信号機でも横断歩道を渡ることができる
- 異性が好きで、異性と交際や結婚ができる
- 夜道を歩くことに不安がない など



同和問題啓発強調月間特集 **マジョリティの特権** 無自覚な「多数者の特権」

矛盾 なぜ、差別は無くならないのか。

市が実施した市民意識調査のうち「人権や差別についての考え方」についての回答で、最も多かったものは「差別は人間として最も恥ずべき行為の一つである」(84.1%)でした。その解決方法として「思いやり、やさしさ、いたわりの気持ちをみんなが持てば人権問題は解決する」という回答が半数以上(52.5%)ありました。一方で、差別や人権侵害を受けたと感じた市民が約4割いることもわかりました。差別は許されないことであると、多くの人が思っているにもかかわらず、未だに無くならないのはなぜでしょうか。

現実 気持ちだけでは解決できない。

人権は、人が生まれながらに持っている、人間らしく生きる権利のことです。英語で「Human Rights」(ヒューマン ライツ)と複数形で表されるように、人権は気持ちのような抽象的なものではなく、具体的に数えられるものを指します。

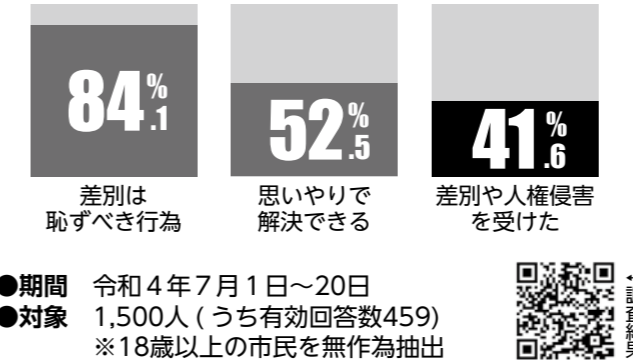
それは「生命の安全が保障される権利」のように、状況によっては「生きるか死ぬかに関わる問題」です。思いやりややさしさだけでは解決しがたい問題であり「人としての権利が守られていない問題」と考えることが重要です。

原点 水平社宣言の精神に立ち返る。

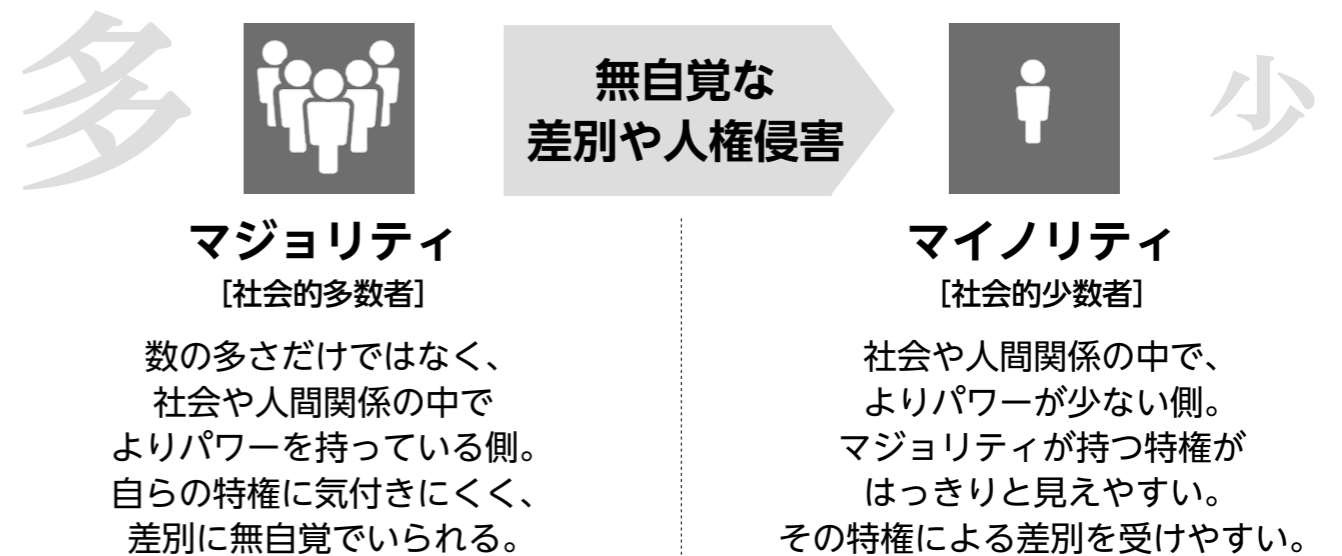
あわれみの感情では差別を無くすことはできないということを、今から100年以上も前に先人たちが警鐘を鳴らしています。それは、長い間差別を受け続けている被差別部落の人々が創立した全国水平社の「水平社宣言」です。

日本初の人権宣言と言われる同宣言は、人は同情される者ではなく尊敬される者であり、思いやりややさしさの対象ではなく、権利の主体であるということを訴えています。

人権問題に関する市民意識調査(令和4年度)



視点① マジョリティ(社会的多数者)とマイノリティ(社会的少数者)



## 人権・同和教育中央講座

【とき】各回18時30分～20時【ところ】田川青少年文化ホール【申し込み・問い合わせ】文化生涯学習課（☎44-5110）

日程	演題	講師
第1回 7月26日(水)	人権・同和教育との豊かな出会いを ～差別の現実には学びひと・こころ・夢つなぎ～	ながの けんいち 長野 健一さん 福岡県人権施策推進懇話会委員
第2回 9月19日(火)	子ども・若者が直面する生きづらさに対して 私たち(社会)は何をすべきか	おおにし りょう 大西 良さん 筑紫女学園大学人間科学部准教授
第3回 11月16日(木)	【人権コンサート】 今、大切にしたいこと	たなかもとゆき 小やま 田中基行さん 小山けいいちさん バンド「未来座」

## なるほど人権セミナーたがわ

【とき】各回19時～20時30分【ところ】田川市民会館【申し込み・問い合わせ】文化生涯学習課（☎44-5110）

日程	演題	講師
第1回 8月25日(金)	人権が尊重される社会の実現をめざして ～人はみな、尊敬されるべき存在～	なべやま こういち 鍋山 公一さん 文化生涯学習課長補佐
第2回 9月7日(木)	【講話と猿回し】 生きた童話を届けたい	ちくほう だいすけ 筑豊 大介さん 猿回し師
第3回 9月29日(金)	私は部落から逃げてきた	にしだ ますや 西田 昌矢さん 西日本新聞朝倉支局長
第4回 10月19日(木)	困った子ではなく、困っている子どもへ ～支援は始縁、つながることではじめ～	さかくち あきお 坂口 明夫さん 子ども家庭支援センター あまぎやま センター長
第5回 11月6日(月)	差別事象と、どう向かい合うか	なべやま こういち かわばたかずひさ 鍋山公一さん・川畑和久さん 文化生涯学習課

## これだけは知っておきたい人権基礎講座

【とき】各回13時30分～15時【ところ】田川市民会館【申し込み・問い合わせ】文化生涯学習課（☎44-5110）

日程	演題	講師
第1回 8月25日(金)	人権が尊重される社会の実現をめざして ～人はみな、尊敬されるべき存在～	なべやま こういち 鍋山 公一さん 文化生涯学習課長補佐
第2回 10月19日(木)	字を覚えて夕焼けが美しい	ほりうち ただし 堀内 忠さん 元田川地区人権センター参与

### 同和教育啓発強調月間 市の啓発イベント

- 懸垂幕・横断幕設置  
(市役所法面、田川小学校横歩道橋、夏吉歩道橋)
- 啓発物品(ポケットティッシュ)配布
- 広報車で呼びかけ(市内一円)
- 啓発映像の上映(市役所1階・市民会館1階)
- ※議会などの開催中は議会中継を優先。上映時間は未定です。
- パネル展示
  - ・市役所1階 7月3日(月)～31日(月)  
「ネット社会と反差別  
～理解するためのブックガイド～」
  - ・市民会館1階 ～7月31日(月)  
「人権問題に関する市民意識調査の概要」

人権問題のことや差別の現実を知ることが大切。しかし、知っているだけでは差別のない社会はつくりえない。「差別はおかしい」という心を行動に表わす・生活に表わす。そんな生き方をしているかどうか。そんな生き方をしているかどうか。なるほど人権セミナーたがわ。知っているから「知っている」へ。

今できることは？  
今しかできないことは？  
今しなければならぬことは？  
今 私たちの生き方が問われているのでは？

あなたの日常が幸せなものであるために、一人ひとりが幸せに生きていくために、今日から何ができるか、一緒に考えてみませんか。



## 毎年7月は 同和教育啓発強調月間

### 同和教育啓発強調月間講演会2023

毎年7月の「同和教育啓発強調月間」に合わせ、本市では街頭啓発などの取り組みのほか、同和教育啓発強調月間講演会を実施します。

今回は「わたし」から始まる「部落」の情報発信サイト「BURAKU HERITAGE」の活動を中心にメディア出演や執筆活動などに取り組んでいる上川多実さんが講師として来訪。日常の中にある部落差別の実態を踏まえ、差別を無くすために必要なことを伝えます。

●問い合わせ 人権・同和対策課（☎85-7133）



▲市HP

### 同和教育啓発強調月間講演会2023 日常の中の部落差別

～差別をなくすのに  
必要なことって？～

講師 上川 多実さん  
(BURAKU HERITAGE メンバー)



Profile  
1980年生まれ。東西の部落差別問題出身の母親のもと、東京で生まれ育つ。  
2011年に父を失った立ち上げた「わたし」から始まる「部落」の情報発信サイト「BURAKU HERITAGE」の活動をベースに、メディア出演や執筆などを行っている。

とき 7月8日(土)

開場 / 13:30 開演 / 14:00～16:00

ところ 田川青少年文化ホール

入場無料 手話通訳 託児有り ※託児を希望の方は6月30日(金)までに下記へ申し込みください。

主催 / 田川市人権のまちづくり事業推進委員会、田川市・田川市教育委員会  
後援 / 朝日新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、読売新聞社  
託児申込み / 田川市人権・同和対策課 TEL:0947-85-7133  
問合せ先 / FAX:0947-46-0124 E-mail:doutai@ig.city.tagawa.fukuoka.jp  
※地域貢献活動評価項目の対象となる講演会です。